

○保護取扱いに関する訓令

(昭和35年12月1日島根県警察訓令第17号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 保護（第4条－第12条）
- 第3章 保護室（第13条－第15条）
- 第4章 許可状の請求等（第16条－第18条）
- 第5章 雑則（第19条－第21条）
- 第6章 児童の一時保護等（第22条）
- 第7章 補則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）

第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「^{めいてい}酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（保護についての心構え）

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもってし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

（保護の責任）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課又は係の長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容及び家族、知人、その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し又は関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、当直責任者又は署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行なうものとする。

第2章 保護

（保護の着手）

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、取りあえず必要な措置を執るとともに、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

（保護の場所についての指示等）

第5条 保護主任者は、前条の報告を受けたときは、保護した者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を執るものとする。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの病院又は保護室
- (2) 酩酊者^{めいてい} 保護室
- (3) 迷い子 交番又は駐在所（最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室）
- (4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては保護室）
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合には、人目に立たないようにする等被保護者の不利とならないように配慮するものとする。

（被保護者住所等の確認措置）

第6条 警察官は、被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であつて、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執ることができるものとする。

（事故の防止）

第7条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起さないように注意するものとする。

（危害防止の措置）

第8条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者^{めいてい}規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切に被保護者を保護するため他に方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認める限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができるものとする。この場合においては、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けるものとする。

（危険物及び貴重品等の保管）

第9条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第7条の事故を防止するためやむを得ないと認めるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

2 前項の措置を執る場合においては、被保護者に所持させては、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品（第4項において「貴重品等」という。）

についても、同項の規定に準じて、施錠設備のある保管庫に保管するものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあって、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において、立会人を置いて行なうものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品等は、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合にあつてはその引取人又は被保護者に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合にあつては当該関係機関に引き継ぐものとする。

(掛けがね等の措置)

第10条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は^{めいてい}酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないよう掛けがね等を使用することができるものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第11条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を執るとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告するものとする。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は^{めいてい}酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、その者が自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、署長は、これを発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置を執るものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であつて合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とするものとする。

3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があつた場合は、署長は、その状況を直ちに警察本部長に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にも併せて通知するものとする。

(関係機関への引継ぎ)

第12条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次の各号の定めるところにより、措置するものとする。この場合において、当該保護機関の依頼その他の理由により必要があるときは、被保護者について相当な調査を行うものとする。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる都道府県知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に、被保護者引継書(様式第1号)により引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前号に掲げる場合であっても、同法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告し、児童通告書(触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令(平成18年警察庁訓令第12号)別記様式第37号)により引き継ぐこと。

第3章 保護室

(保護室の設置)

第13条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

(保護室の構造設備等の基準)

第14条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 留置施設と別個に設けること。
- (2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。
- (3) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。
- (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
- (5) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。
- (6) 被保護者の自殺、自傷事故等を防止できるような設備とすること。

2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

(保護室に関する特例措置)

第15条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の相談室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用するものとする。

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第16条 24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が署長の指揮を受けた上行うものとする。

2 前項の許可状の請求は、保護期間延長許可状請求書(様式第2号)によるものとする。

(簡易裁判所への通知)

第17条 警職法第3条第5項又は^{めいてい}酌酐者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、保護通知書(様式第3号、様式第4号)により毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における保護について署長が行うものとする。

(通報)

第18条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第23条又は^{めいてい}酌酐者規制法第7条の規定による通報は、精神障害者等の通報書(様式第5号)又はアルコール中毒者等の通報書(様式第6号)により、署長が行うものとする。

第5章 雑則

(保護カード)

第19条 保護主任者は、被保護者について、保護カード(様式第7号)を作成し、事案の内容を明らかにしておくものとする。

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第20条 警察官は、被保護者が少年であって、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第5号に定める非行少年又は同条第6号に定める不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年について、同規則の定めるところにより、補導を行うものとする。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であること

が明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

- 3 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項の要保護女子であることが明らかとなった場合においては、当該被保護者が少年であつて、第12条第3号又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置を執つた場合を除き、島根県女性相談センター又は最寄りの児童相談所に配置された女性相談員に通知するものとする。この場合においては、島根県女性相談センターの一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。

（被保護者と犯罪の捜査等）

第21条 被保護者が罪を犯した者であること、又は少年警察活動規則第2条第3号の触法少年若しくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明するに至つた場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

第6章 児童の一時保護等

（児童の一時保護等）

第22条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ各号の児童その他同行し又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第33条第2項の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行なう場合
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項又は第90条第5項の規定により、少年院から逃走した者を連れ戻す場合
- (5) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項の規定により、少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
- (6) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合
- (7) 売春防止法第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合
- (8) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条第1項の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合

- 2 前項の場合においては、第3条、第7条から第11条まで及び第19条の規定を準用するものとする。ただし、第11条第2項の規定は、前項の規定により一時収容した者が逃亡したときは準用しない。

第7章 補則

（報告）

第23条 署長は、第19条に定める保護カードを作成した際は、速やかに生活安全部生活安

全企画課に報告しなければならない。

(専決)

第24条 署長は、第15条から第18条までに規定する署長の業務について、副署長、調整官又は次長に専決させることができる。

附 則

(施行期日)

この訓令は、昭和35年12月1日から施行する。

附 則 (昭和36年7月25日島根県警察訓令第15号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (昭和36年8月17日島根県警察訓令第16号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (昭和37年11月22日島根県警察訓令第33号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (昭和44年3月28日島根県警察訓令第12号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (昭和63年6月27日島根県警察訓令第17号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成7年1月24日島根県警察訓令第1号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成14年4月15日島根県警察訓令第19号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成14年12月29日島根県警察訓令第60号抄)

1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月22日島根県警察訓令第35号)

この訓令は、平成18年12月23日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日島根県警察訓令第20号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成19年12月7日島根県警察訓令第37号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成26年3月6日島根県警察訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日島根県警察訓令第4号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日島根県警察訓令第19号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月30日島根県警察訓令第25号)

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月19日島根県警察訓令第16号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年6月15日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式〔略〕